

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第56号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年静岡県規則第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
様式第 1 号（略） （第 1 面）（略） （第 2 面） <table><tr><td rowspan="3">欠 格 事 由</td><td>1 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられある□ ない□ たことがありますか。</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>2～5（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> （略） 様式第 1 号の 2（略） （第 1 面）（略） （第 2 面） <table><tr><td rowspan="3">欠 格 事 由</td><td>1 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられある□ ない□ たことがありますか。</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>2～5（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	欠 格 事 由	1 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられある□ ない□ たことがありますか。	（略）	2～5（略）	（略）		欠 格 事 由	1 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられある□ ない□ たことがありますか。	（略）	2～5（略）	（略）		様式第 1 号（略） （第 1 面）（略） （第 2 面） <table><tr><td rowspan="3">欠 格 事 由</td><td>1 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せらある□ ない□ れたこと<u>（刑法等の一部を</u> <u>改正する法律（令和 4 年法</u> <u>律第 67 号）による改正前の</u> <u>刑法（明治 40 年法律第 45</u> <u>号）第 13 条に規定する禁錮</u> <u>以上の刑に処せられたこと</u> <u>を含む。）</u>がありますか。</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>2～5（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> （略） 様式第 1 号の 2（略） （第 1 面）（略） （第 2 面） <table><tr><td rowspan="3">欠 格 事 由</td><td>1 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せらある□ ない□ れたこと<u>（刑法等の一部を</u> <u>改正する法律（令和 4 年法</u> <u>律第 67 号）による改正前の</u> <u>刑法（明治 40 年法律第 45</u> <u>号）第 13 条に規定する禁錮</u> <u>以上の刑に処せられたこと</u> <u>を含む。）</u>がありますか。</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>2～5（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	欠 格 事 由	1 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せらある□ ない□ れたこと <u>（刑法等の一部を</u> <u>改正する法律（令和 4 年法</u> <u>律第 67 号）による改正前の</u> <u>刑法（明治 40 年法律第 45</u> <u>号）第 13 条に規定する禁錮</u> <u>以上の刑に処せられたこと</u> <u>を含む。）</u> がありますか。	（略）	2～5（略）	（略）		欠 格 事 由	1 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せらある□ ない□ れたこと <u>（刑法等の一部を</u> <u>改正する法律（令和 4 年法</u> <u>律第 67 号）による改正前の</u> <u>刑法（明治 40 年法律第 45</u> <u>号）第 13 条に規定する禁錮</u> <u>以上の刑に処せられたこと</u> <u>を含む。）</u> がありますか。	（略）	2～5（略）	（略）	
欠 格 事 由		1 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられある□ ない□ たことがありますか。																							
		（略）																							
	2～5（略）																								
（略）																									
欠 格 事 由	1 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられある□ ない□ たことがありますか。																								
	（略）																								
	2～5（略）																								
（略）																									
欠 格 事 由	1 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せらある□ ない□ れたこと <u>（刑法等の一部を</u> <u>改正する法律（令和 4 年法</u> <u>律第 67 号）による改正前の</u> <u>刑法（明治 40 年法律第 45</u> <u>号）第 13 条に規定する禁錮</u> <u>以上の刑に処せられたこと</u> <u>を含む。）</u> がありますか。																								
	（略）																								
	2～5（略）																								
（略）																									
欠 格 事 由	1 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せらある□ ない□ れたこと <u>（刑法等の一部を</u> <u>改正する法律（令和 4 年法</u> <u>律第 67 号）による改正前の</u> <u>刑法（明治 40 年法律第 45</u> <u>号）第 13 条に規定する禁錮</u> <u>以上の刑に処せられたこと</u> <u>を含む。）</u> がありますか。																								
	（略）																								
	2～5（略）																								
（略）																									

(略)	(略)
-----	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築士法施行細則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の建築士法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。